

太子町地域公共交通会議について（概要）

1. 目的

- ①道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図る。
- ②地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、並びに地域公共交通網形成計画（以下、「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行う。

2. 所掌事務について

- ①地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- ②町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- ③網形成計画の策定及び変更に関する事項
- ④網形成計画の実施に関する事項
- ⑤網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項

3. 任期について

- ①委員の任期は、2年とする。
- ②委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 会長及び副会長について

【人数】会長1名、副会長1名 【選出】委員の互選により定める。

5. 会議について

- ①会長が交通会議を招集し、会議の議長となる。
- ②交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- ③交通会議の議事は、委員の過半数で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ④議事が軽微な事案又は緊急を要する場合、会長は書面により委員の評決を求めることができる。
- ⑤交通会議は原則として公開とする。ただし、必要があると認めるときは、交通会議の決定によりこれを公開しないことができる。
- ⑥会長は、会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- ⑦交通会議の庶務は総務部総務政策課で行う。

6. 協議結果の取扱いについて

交通会議で協議が調った事項について、委員及び関係者はその結果を尊重しなければならない。